

農地集積推進支援契約職員の採用試験について

公益財団法人高知県農業公社では、当公社に勤務する農地集積推進支援契約職員を採用するため、下記により試験を実施します。

記

1 職務内容

農地中間管理事業（農地を貸したい農家から借り受け、農業経営の規模拡大を図る担い手等へ貸し付ける事業）を進める高知県農業公社のスタッフとして、担当地域を中心として、農地を貸したい方から農地の借受希望の方にマッチングを図るために地権者や農地の調査等を行う業務です。

当公社の地区担当職員及び他の農地集積推進支援契約職員と連携を取りながら業務を行います。

学歴は高卒以上で経験、年齢は問いませんが、ワードやエクセル等のパソコンソフトを使って、資料や報告書の作成を行いますので、その面での知識や経験は必要です。

出張は、自家用車を使用していただきます。その場合は、走行距離に応じて旅費を支給します。

2 募集人員

幡多地区 1名（担当地区 幡多農業振興センター管内）

3 勤務条件等

- (1) 雇用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
ただし、条件により5年を上限として契約を更新する場合があります。
- (2) 勤務日数 月間16日間
- (3) 休日 勤務日以外の日とし、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定められた休日、12月29日から1月3日までを含みます。
ただし、業務の都合上やむを得ない場合には、予め休日を他の日に振り替えることがあります。
- (4) 駐在場所 JA 高知県中村支所西部事業所（四万十市国見 581）
- (5) 就業時間 原則9時30分から16時30分まで
原則12時から13時までは休憩時間
- (6) 時間外勤務 業務上、臨時的に必要な場合は時間外勤務を命ぜられることがあります。
- (7) 年次有給休暇 農地集積推進支援契約職員設置要領(別添)による

- (8) 賃 金 一日あたり9,480円
締め切り日は毎月末で支払日は翌月16日
支払は口座振り込みによる
(例)9,480円/日×16日/月=151,680円/月
- (9) 定 年 満70歳に達した日の属する年度末まで
- (10) 資格等 普通自動車運転免許(AT限定可)
- (11) その他 農地集積推進支援契約職員設置要領(別添)による

4 提出書類

履歴書(市販のもので可)を郵送または持参により当公社に提出してください。

※履歴書の上欄外に「幡多地区農地集積推進支援契約職員を希望する。」と記載してください。

5 申込期限

令和5年2月17日(金)17時15分まで(必着)

6 試験方法

- ① 書類選考後、必要に応じ面接試験を実施します。
- ② 書類選考結果及び面接時間等については、後日連絡します。

7 問い合わせ先

公益財団法人 高知県農業公社

担当：辻、今西

電話番号 (088) 823-8618

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎3階

受付時間： 8時30分から17時15分まで(土日及び祝祭日を除く)

農地集積推進支援契約職員設置要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県農業公社（以下「公社」という。）が雇用する農地集積推進支援契約職員（以下「推進支援員」という。）の就業に関する事項について定める。

(業務内容)

第2条 推進支援員は、公社が農地中間管理事業に取り組む上で必要な次の業務に従事する。

- ① 農地の出し手、受け手に関する情報の収集および斡旋、調整
- ② 農用地利用集積計画の作成支援
- ③ 分散化した担い手の農地の集約化のための調整
- ④ 公社が借り受けた農地の管理の支援
- ⑤ その他、県、公社の職員等と協力して、農地中間管理事業の推進をはかること

(雇用)

第3条 推進支援員は、雇用を必要とする年の4月1日から翌年の3月31日までの会計年度の期間内において、1年間の契約で日々を単位として雇用する。ただし、年度の途中で雇用した場合はその年度末の3月31日までの雇用とする。

- 2 前項の雇用は、原則として労働日数を月8日以上15日以下として、所定労働日を定めて雇用する。ただし、公社理事長が特に必要と認めた場合は15日を超えて雇用することができる。
- 3 雇用する日は、原則として公社の業務日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定められた休日、12月29日から1月3日を除く日）であって、かつ推進支援員の雇用を必要とする日とする。
- 4 業務の都合上やむを得ない場合は、前項の規程にかかわらず、公社の業務日以外の日においても雇用することができる。

(雇用する年齢)

第4条 推進支援員は、年齢が満70歳に達した日の属する年度末まで雇用することができる。ただし、公社理事長が特に必要と認めた場合は、その必要な期間雇用することができる。

(雇用通知書)

第5条 推進支援員の雇用を決定したときは、(別記1)に定める労働条件通知書を交付する。

(雇用の更新)

第6条 推進支援員の雇用は、予算、業務量、業務の進捗状況などを勘案し、5年を上限として契約を更新する場合がある。

(就業時間)

第7条 推進支援員の就業時間は、9時30分から16時30分までとし、休憩時間は12時から13時とする。

ただし、業務上必要のあるときは、予め指示により始業、終業の時刻及び休憩の時間を繰り上げまたは繰り下げることがある。

(賃金)

第8条 推進支援員の賃金は日給とし、理事長が別に定める額とする。

2 賃金は実績を月末で締め切り、翌月16日に支給する。支給日が休日の場合の対応および支給方法については、公社職員の例による。

(通勤手当)

第9条 職員と同様の制度を基本として月額通勤手当を支給する。ただし、交通機関利用者の場合、通勤定期券(6ヶ月を超えない範囲で最も長いもの)の価額より月平均の所要回数による運賃等の額が経済的な場合は、その額とする。

(旅費)

第10条 推進支援員が、業務のため旅行する場合は公社職員の例により旅費を支給する。

(年次有給休暇)

第11条 年次有給休暇については(別記2)に定めるところによる。

(特別休暇)

第12条 推進支援員には、申請によって(別記3)の特別休暇が付与される。

(災害補償)

第13条 業務上または通勤途上に災害にあった場合は、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償する。

(社会保険、労働保険)

第14条 健康保険、厚生年金、雇用保険の被保険者となるときは、必要な手続きをとる。

(退職)

第15条 推進支援員が、次に該当するときは退職とする。

- ① 退職の願い出が提出されたとき。
- ② 期間が満了したとき。
- ③ 心身の故障その他の事情により業務に堪えない状況となったとき。

(解雇)

第16条 推進支援員が、次に該当するときは解雇する。

- ① 事業の終了、縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により雇用できなくなったとき。
- ② 正当な理由無く長期にわたり無断欠勤をしたとき。
- ③ 故意または重大な過失により公社に損害を与えたとき。

2 前項の規程により解雇する場合は、少なくとも30日前に予告するか、または労働基準法の規定に基づく解雇予告手当を支払う。

附則

この要領は、平成26年10月7日から適用する。

附則

この要領は、平成27年7月24日から適用する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和3年3月以前から引き続いて任用された者にあつては、引き続き任用する間については、令和3年4月以降の月額通勤手当の額が4,300円を下回る場合は、その下回る額を賃金として支給する。

附則

この要領は、令和3年6月4日から適用する。

※別記1、別記2及び3は添付省略